

## 規制シート(様式)

190194901390001

平成28年12月27日

|                        |  |                            |   |
|------------------------|--|----------------------------|---|
| 規制の名称                  | 浸水想定区域内の地下街等における避難体制の整備  | 所管府省                       | 国土交通省   |
| 根拠法令等                  | 水防法(昭和24年法律第193号)  | 担当局課等及び<br>作成責任者の<br>役職・氏名 | 水管理・国土保全局河川環境課長 小俣<br>篤   |
| 規制目的                   | 浸水想定区域内における地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を目的とする。   |                            |   |
| 規制内容の概要                | ・市町村地域防災計画に定められた地下街等の所有者等は、避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、市町村長への報告するとともに、公表しなければならない。また、当該計画に基づく訓練の実施及び自衛水防組織を設置しなければならない。 | 関連する予算                     | -   |
| 規制の最近の<br>改廃経緯         | 市町村地域防災計画に定められた地下街等の所有者等に対し、浸水の防止に係る計画の作成、避難の確保及び浸水の防止に係る訓練の実施等について、市町村長への報告を義務付けた。(平成25年水防法改正)                                | 関連する<br>政策評価結果             | <a href="http://www.mlit.go.jp/common/000993831.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/000993831.pdf</a> |
| 規制を維持、改革<br>又は新設する理由   | 浸水想定区域内における地下街等の所有者等に対して、避難確保計画の作成等の義務については、洪水時等における地下街等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なことから、引き続き規制の維持が必要と考える。                            | 規制の維持、改革<br>又は新設の別         | 維持  |
| (規制を改革する場合<br>の改革の方向性) | -  |                            |   |
| 見直し条項                  | -  |                            |   |
| 次の見直し時期                | 平成33年度   |                            |   |